

豪農金融の展開と地域

—享和と天保期の岡田家の金融活動を中心に—

福澤 徹三

はじめに

本稿では、岡田家の金融活動の分析を通じて、地域との関係を具体的に考えていきたい。まずは、佐々木潤之介氏の「幕末期河内の豪農」⁽¹⁾において岡田家の金融がどのような評価を受けているのかを確認しておこう。

まず、当時の史料制約から、享和から弘化年間の分析が不可能であった。この期間は、棚卸帳などの総合的な経営帳簿による検討も不可能な時期であったことから「岡田家の経営は寛政中期にいたって停滞状態に入るが、この状況をどのようにきりひらいたかを直接に知ることはできない」⁽²⁾とされている。金融面では、享和三年の証文銀(利子生み金融)は一七〇貫匁であり、天保一五年(弘化元年)は約四八〇貫匁で、この四一年間に二・八倍になっている。⁽³⁾この点を具体的に明らかにしていくのが、本稿の第一の課題である。では、佐々木氏による弘化二年以降の分析内容を検討していこう。「弘化二年時点でのもっとも大きな金融さきは、他地域の商人たちであった。」⁽⁴⁾この相手は〈米屋他貸〉と〈近国〉型金融であり、前者は米屋喜兵衛と錢屋宗兵衛が主な相手であり、佐々木氏はこれを堺商人としこれらの相手にとって岡田家の金融が恒常的な資金として機能したことを論じている。しかし、その後の史料調査によってこの二者は大坂の本両替であることが明らかになっており、岡田家の金融については全般的な再評価が必要であろう。⁽⁵⁾一方、佐々木氏は「弘化の「取替帳」では〈個別貸〉と〈連印貸〉の金融活動が、商人・農民を相手にしたものであることが明らかである」⁽⁶⁾と

している。〈米屋他貸〉が主たる金融先ではないことになること、これら地域の商人・農民たちとの金融がどのようなものであったのかが重要になってくるが、この点について佐々木氏の分析は十分とは言えず、本稿では享和から天保期についてこの点を明らかにすること第二の課題としたい。

なお、岡田家の金融関係史料について簡単に述べておこう。「取替帳」が金融関係を記した史料であり、この名称で確認できるのは享和二年正月のものからである。⁽⁷⁾明治一二年までの一九冊(享和二、文化二、五、七、一〇、一二、一五、文政二、三、五、八、一一、天保三、八、弘化二、嘉永六、安政七、明治二、一一)があり、脱漏はない。帳面の記載方式は、貸出金額、居村⁽⁸⁾、相手、が記され、場合によっては利率、返済状況、他帳簿への引継状況の記号「満」などが押印されている。本稿では天保三年までの「取替帳」を検討の対象とする。

一 「取替帳」の帳簿形態の変化と貸出状況の検討

1 「取替帳」の帳簿形態の変化

帳簿形態の変化は、岡田家の金融についての認識を一定程度反映しているといっていだろう。ここでは三期に分けて検討を行ってきたい。

第I期は享和二から文化一〇年までの「取替帳」で、「一、七百目 小山村 市兵衛外三人連判」「一、二百目 藤井寺村 勘左衛門 請人平左衛門」のように自村、他村などの地域区分が行われず、雑然と前の帳簿からの引継ぎ状況が並んで記されている。また、「文化二年 取替帳」には文化二、三、四年の正月時点での貸出し内容が記されている。毎年正月にその時点での貸出し内容・状況を把握していたことが伺われるのである。

第II期は地域区分が始まる点に画期があり、文化一二年から文政

一一年までの「取替帳」である。地域区分の単位は岡村（村方、三郷などと表示）、藤井寺村（文化一二年から）、小山村（文化一五年から）は村ごとに項目を立てている。その他の村は、岡村を中心として東、西、南、北に区分され、文政八年からはこれに未申（南西の方角）が追加される。帳簿では、その最初の頁に赤色の「村方」といった貼札を張って明示している。さらに「文化一五年 取替帳」からは各取替帳に一度しか貸出内容は記されないように変化する（それ以前は、一件の貸出が複数年度にまたがる場合、毎年その内容を転記していた）。また、取立を断念した貸出しを「不」という区分で末尾に記し始めるのは文政二年からになる。

第Ⅲ期は天保三年以降である。第Ⅱ期で始まった地域区分と貼札に加えて、「平助」といったように個別の相手を現代のタッグシールのように貼札として貸出相手ごとに貼っている。さらに興味深いのは、相手によっては余白ページが散見される点である。帳簿作成時に相手に応じて帳簿のページを割いて準備しておく、その帳簿の期間書き継いでいくのである。個別の相手への貸出状況を迅速に把握する必要に応じた帳簿をあらかじめ準備しているのである。恒常的な金融関係を結んでいると岡田家の側で認識していたことを、この帳簿形態は物語っている。

2 新規発生件数と金額の推移

では、岡田家の貸出しの新規発生件数と金額を概観してみよう。

「表1」は「取替帳」ごとの新規発生件数と金額を、その帳簿に含まれる年度数で除した平均を図表化したものである。（享和二年取替帳）は寛政年間のデータとの区分ができないため外している。）ここでは、②～⑤をA期、⑥～⑩をB期、⑪～⑬期をC期と区分したい。A期は年間発生件数で三〇件前後、金額で二〇から三〇貫匁程度である。この状況は「幕末期河内の豪農」で佐々木氏が述べた寛政期での停滞状況の延長上にあるといえよう。次のB期には、

振幅はあるものの件数・金額ともA期の倍くらいが平均といえる時期である。このような状況はC期においてさらにはつきりしてくる。件数は八〇件弱から一〇〇件を超え、金額は一〇〇貫匁以上、特に⑬の天保三～七年では二〇〇貫匁近くになるのである。B期に始まった増加傾向は、C期において飛躍的増加を遂げた、といううである。

このA期、B期、C期は、前項の帳簿形態の分析で区分したⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期とほぼ時期的に対応する。C期のなかでも件数・金額とも激増する「天保三年 取替帳」における帳簿形態上の画期が対応する点をここでは指摘しておきたい。

つぎに「表1」の内容を地域区分ごとに分けた「表2」によってさらに検討をすすめていこう。（前項で述べたように地域区分が始まるのは文化一二年からである。ここでは、文政八年以降の地域区分を全ての時期に適用して分析している。）まず、「村方（岡村）」が全期間を通じて平均額が少ない点が目を引く。この点は、他村と自村における貸付対象の違いを予想させるものである。岡田家が多くの小作地を持つ「藤井寺」にも同様の傾向が窺える。また、文化一五年から地域区分が立てられた「小山」は、この年から年平均発生件数が九件とこれまでと比較して激増している。その他の方面については、時期により件数・金額とも振幅が激しく、ここで指摘できることはなさそうである。

3 貸付先の具体的検討

まず、村内への貸出の状況を検討していこう。「表3」は文政五年の取替帳（記載年数は三年間）で岡村内の貸出相手を同年の宗門人別帳記載の村内所持石高と合わせて表にしたものである。ここでの階層区分は、D層所持高なし、C層所持高五石未満、B層所持高一〇石未満、A層所持高一〇石以上の区分によった。⁽¹⁰⁾ それぞれ割合は、D層0%、C層60%、B層32%、A層8%となる。D層

が全くないことが特に注意をひく。この時期の岡村全体の階層構成は、D層39.6%、C層43.7%、B層11.8%、A層7%である。岡田家の村内への貸出は、C層への貸出が大きなウエイトを占めるものの、階層構成との対比からは、A層B層への偏りがかえって目につく。二石未満の石高の僅少なものの貸出も見られるが、おおもね中上層を相手にしたものと見えるだろう。そして、小作帳簿である同年の「下作宛口帳」と対照を行うと、C層の三名が貸付相手と重なる。岡田家の小作人の中で一定の割合を占めるD層（天保元年で約半数）⁽¹¹⁾ に対して貸出を行っていない点は注目される。金融の相手と小作人は大きく異なっているのである。

次に、村外への貸出の状況を、相手方の状況が分かる史料のある古市村と伊賀村について検討していくことにする。文政元年に古市村の中で身上宜しき者として書き上げられたものは、村内高五七石余の年寄治郎兵衛、同二五石余の百姓九兵衛、同三〇石余の百姓平右衛門、同八六石余の庄屋三郎右衛門であった。⁽¹²⁾ 「表4」は文政期以降の古市村の者への岡田家の貸出状況をまとめたものである。三郎右衛門、久（九）兵衛、平右衛門、次郎兵衛と、これらの身上宜しき者へ多く貸出している状況がよくわかる。また、一件あたりの金額が銀三貫匁や銀六貫匁と大きいのも目を引く。

同様の検討を、伊賀村で行ってみよう。享和元年の伊賀村の村役は、庄屋近兵衛、年寄九兵衛、百姓代左右衛門であった。⁽¹³⁾ また、「表5」は嘉永六年のペリー来航時の領主への上金を一覧にしたものである。これらを、享和二年から天保三年の「取替帳」貸出状況をまとめた「表6」と合わせて検討すると、近兵衛、九兵衛、藤右衛門といった村内の村役・豪農層に、主に貸出を行っている状況がわかるのである。より広汎な検討が必要ではあるが、岡田家の村外への貸出は、多くを村役・豪農層を相手としたものであった、とここではしておきたい。

二 岡田家の金融を取り巻く状況

1 丹南郡の稲綿作状況

第一節で検討してきた岡田家の金融を取り巻く状況はどのようなものであったのだろうか。本節ではその点を検討していきたい。

「史料1」⁽¹⁴⁾

乍恐以書附御願奉申上候

河州丹南郡七ヶ村

右村々当立毛大雨風ニ而兩作共痛毛ニ相成候趣者先達而度々書附ヲ以御歎キ奉申上候通ニ御座候、別而木綿作之儀者夏頃ハ生立宜敷相見へ候ニ付肥等例年俣丈夫々仕込作立候処、前文申上候通大雨風ニ而稀成凶作ニ相成候、肥代銀程茂□不申百姓一同途方暮罷在候、尤当年而已ニ而も無御座、此七八ヶ年凶作打続壹ヶ年茂無難之年柄無之御役所様ニ茂厚御勸弁被為 成下候得共行届兼実々百姓行詰り罷在候、右之仕合付何卒此度御毛見之節田綿作之分も同様御毛見被為成下候様奉願上候、尤右之段村々一統罷出御願奉申上度候得共多人數罷出候義奉恐入候付惣代ヲ以御願奉申上候、何卒御憐愍ヲ以此段御聞届被為 成下候ハ、難有奉申上候、以上

文政十二年十月

七ヶ村庄屋年寄百姓代

ここでの丹南郡七ヶ村は、野中、野々上、岡、伊賀、多治井、小平尾、阿弥の七ヶ村で岡田伊左衛門は惣代として願書を提出している。この七ヶ村は高槻代官所の支配下であった関係からともに願書を提出しているが、範囲も広いことから当時の丹南郡に共通する状況といっているだろう。大雨風のため今年には稀な凶作となっており、しかもこの凶作は今年に限ったことではなく、ここ七、八年の間無難に収穫を得られたことはなかった。稲作の毛見の際に、田方の綿作も同様に毛見をお願いしたい、というのがこの内容である。

このような丹南郡の状況を岡村の史料によって検討していこう。

まず、岡村の田畑の作付け状況を検討していこう。文政六年には、岡村では田三三町二反一畝余、畑九町九反七畝余が作付されている。田の比率が大きく、田における豊凶が大きく影響を与えることがいえよう。このうち、田は稲作が二二町、綿作が九町、畑は稲作が一町五反、綿作が七町八反の割合で、合計すると稲作の割合が五八・七％になる。⁽¹⁵⁾「表7」は年貢の免定を表にしてまとめたものである。享和元年から天保一〇年までを検討対象としたが、この期間はいずれも検見取となつている。毛附高の引事由は、多くが早損で若干風損が見られる。

先述の願書提出の文政一二年は、田方免が五・〇〇、畑方免が五・一三である。この数字を基準として検討していこう。まず、目に付く特徴は享和・文化期の田方免の高さである。ときおり早損を事由として六以下になることがあるが、長くても二年以内であり、概ね六以上の数字になつている。これに対して、ここ「七八ヶ年」の文政六年以降、文政六年の四・一二、同九年の四・六一の他、免率の数値が五台の年が続いている。願書の内容が数字上裏付けられたことになろう。この傾向は天保三、七年を筆頭に、天保年間に引き継がれていくのである。

前節第二項の新規発生件数・金額の検討では、C期（文政八年から天保七年）での件数と金額の大幅な増加が顕著であった。ここでは、丹南郡における稲綿作の不振が、岡田家の貸出の増加に大きな関係があるだろう、という点を指摘しておきたい。

2 他村の土地所持に関する問題点

第一節第三項で、他村に対する貸付の多くは村役・豪農層が相手であったことを指摘しておいた。その背景について、二つの事例をもとに考えていきたい。

第一の事例は、文政一〇年三月に岡田伊左衛門が四ヶ村ほど隔てた片山村甚右衛門（ただし、当時の相続人は吉五郎）を相手に領主

へ願い出たものである。

〔史料2〕⁽¹⁶⁾

一当御領分河州安宿部郡片山村御田地式反六畝十二歩同村新七僂先年私方へ譲り請候処出作之義ニ付難行届候故、同村庄屋甚右衛門江髓成田地預り一札ヲ以支配相頼来候処近年作徳等も相渡與不申、猶又此度勝手ニ付外方へ右田地相譲り申度候ニ付與印之義相頼候得共彼是申與印致與不申、下二而可仕様無御座候ニ付乍恐奉願上候、何卒右吉五郎御召出之上私所持之田地差戻し與、猶又近年作徳滞取候様被為 仰附被下候ハ、御慈悲難有奉存候、以上

ここでは、①岡田家の片山村での所持地を庄屋である甚右衛門に支配（小作をさせていたのか、支配人をさせていたのかは不明）させていたが、近年作徳が入つてこないこと、②これに業を煮やしたのか、他の者に土地を譲りたいのだが、庄屋である甚右衛門の與印がないのでこれも思うに任せない、の二点が主張されている。村の土地所持に村落共同体が深く関わっていることに起因する点がこの問題の本質であろう。この出入は、翌四月に内済が整い、①証文を改めて以前のとおりに吉五郎が支配すること（済口証文では「右田地此度証文相改以前之通支配為致」）、②作徳銀（これまでの滞り銀）は用捨のうえ三五〇匁を請取ることになった。滞り銀の総額が不明な点が残念であるが、引き続き吉五郎が支配を続けることを考えると、吉五郎の主張も十分に勘案された内済と評価できるだろう。

第二の事例は、少し時期は下るが嘉永五年六月、岡田伊左衛門が白木役所へ蔵之内村に所持していた土地の返納を申し出た内容である。蔵之内村は先ほどの事例の片山村より少し遠方になる。

〔史料3〕⁽¹⁷⁾

一御領分蔵之内村二而御田地所持二相成私迷惑不些歎ヶ敷仕合委細手續ヲ以右御田地奉願上度段先月廿六日奉差上候処、何方ニおあても 御領主様へ御田地差上候義不容易之旨深ク御理解之段奉恐

承候、乍併右御田地私所持ニ成行候始末ハ先月廿六日奉願上御預置被成下候書附ニ奉申上候通り村方御収納銀ニ差詰り(中略)別而通例之貸附銀与ハ違ひ其節村方難渋落入罷在候者共極外義理合之深きを弁別いたし限月ニ至り候得ハ速ニ返銀仕可申存込融通致遣候処限月前俣以之外不束之次第申参り終ニ者兵左衛門之田地私名前ニ切かへ尤蔵之内村へハ三十丁余も相隔り候二付土地不案内ニハ候得共七反廿三步高九石壹斗貳升壹合五夕宛口拾九石貳斗相違無之旨奥書印形ヲ正意ニ存私所持名前ニ相成候速致而氣遣ケ敷ハ有之間敷与差心得候処玩ニ去亥年小作米ハ一粒も差越不申実意之引合一応も不仕御年貢相滞候趣町 御奉行所へ出願被致当御上様追奉掛御苦勞重々奉恐入候義ニ御坐候、右之御田地故彼是迷惑不少候ニ付先方村役人へ熟談仕迷惑相凌度与存掛合見候処右御田地者何程入精耕作致候而も迎も本途御年貢丈ケも上り兼候杯与申取敢不申先達而奉申上候通り去ル西十二月銀子調達ニ差詰り元勝寺へ寄り合昼夜之無差別辛勞いたし候者共就中当役義ハ前々奉申上候通り反畝高宛口之認有之候証札ニ奥書印形乍致何事も不存只庄屋一己之仕成シ杯与証札表反古同様ニ可致申方全私方俣蔵之内村へ里数隔り候ニ付何程迷惑ヲ与へ候而も手作出来不申ヲ付込當時村役人并ニ大小之百姓内実申合セ右御田地耕作不相続ヲ相巧居候与奉存候、自身共ハ銀難ニ而離散亡危ニも可及之愁苦ヲ遁候融通銀之義理合も不顧其迷惑ヲ相掛ケ且居村之御田地亡消いたし候而者御領主様へ不忠之弁別も不致不人情之村方ニ御田地所持罷在候而者追而如何様之巧ニ被掛候哉与乍見越心痛仕此上者 御上様御仁政之余光奉仰候俣致方無御座候ニ付御田地奉差上度段乍恐奉願上候義ニ御座候、乍去先達而 御賢慮之御理解恐承仕居候間是非御田地御引上 難被成下候ハ、何卒右村役人并ニ重立候者共被為 御召出実意信義ニ立戻り自今御太切之田面亡消不仕私義も安堵仕候様取計仕候様厳敷被為仰付成下候ハ、難有奉存候、以上ここでの内容を要約すると次のようになるだろう。蔵之内村の年

貢収納銀に滞りが生じて離散退転の百姓が多く出かねないのを見かねて特別に融通をした際、兵左衛門の田地を伊左衛門名に切り替えた。しかし、小作米は一粒も入って来ず、そのことを掛け合っても、この土地はどれほど丹誠込めて作っても年貢を納めるのが精一杯でとても小作米を払うことができず、庄屋が奥書印形をした証文は兵左衛門は関知しないとのことと埒が明かない。これは、岡村と蔵之内村との里数が隔たっていてどれほど迷惑を掛けても手作りができない私の足元を見て、村役人も兵左衛門もその他の百姓もすべて申し合わせてのことであろう。仕方がないので、この村の土地を領主に返納させてほしい。

以上、二つの事例の検討から、貸出の担保として他村に土地を所持しても、相手の村の側の協力が得られなければ所持した土地からの作徳収取が思うに任せない点を主張したい。第○章の小松論文で隣村の藤井寺村でさえ小作人を地主である岡田家が自由に入付けることができないことと合わせ、金融の展開を阻む村落共同体規制として考えることができる。⁽¹⁸⁾ 他村の貸付先として村役・豪農層が主であることと、その関連については具体的に明らかに役はなっていないものの、重要な背景としてここでは指摘をしておきたい。

三 具体的な貸出し状況の検討

1 願書の提出と身代限の事例検討

本節では、岡田家と貸出し先とのやりとりの具体的検討を通して、分析を深めていきたい。

岡田家は、貸出しの返済が滞った場合に、領主に願書を提出し、対応を行っている。「表8」は、書附留に出でくる出入の内容をまとめたものである。⁽¹⁹⁾ (なお、書附留の残存状況から、文化期に入が見出せないが、これは史料の残存状況によるものであるかと現在のところは考えている。)ここでは、その中でもっとも極端な事例

として小山村丈右衛門一件を取り上げて検討していきたい。小山村は岡村のすぐ北隣の村で、丹北郡小山村と志紀郡小山村とに分かれている。丈右衛門は代々志紀郡小山村の庄屋であった。

この一件は、文政元年一二月、岡田伊左衛門と大坂南堀江二丁目糺屋九兵衛が大坂町奉行所に預け銀出入を願ひ出たことが発端であった。⁽²⁰⁾ 伊左衛門は銀五貫匁を貸しており、糺屋九兵衛については不明である。翌年正月二十七日の対決で六日以内の済方、三月六日には押し込めを仰せ付けられたが、それでも決着がつかずに四月九日に身代限りが仰せ付けられた。なお、相手のたに(丈右衛門娘)は建屋ほかを質物に入れており、その内容は「表9」にまとめてみた。判明する限りでは、天満樋上町大根屋小兵衛が銀二〇貫匁、向野村定助が銀一貫匁を貸し付けている。この身体限り附立帳には、二八八点の物品が書き上げられている。そして、丈右衛門の五貫匁の貸出を記載した「取替帳」には金、銀、銭の合計で銀四貫七五八匁が書上られている。これは、物品を売りに出した代金を記したものと考えていいだろう。身代限りは、そのとおり実行されたのである。

身代限りの行われた三ヶ月後、両小山村の年寄、庄屋による願書⁽²¹⁾によると、質物として渡った居宅建物や田畑全てを売り払いたいとの大根屋小兵衛よりの申し出に対して、「左候而ハ家内之者共甚迷惑仕候故借家ニいたし呉候様相頼候へ共承知無之誠ニ以路頭ニ迷惑段歎ケ敷奉存候ニ付 私共買受ニ仕置候ハ、追々養子も仕候而相続キ庄屋役之義も御願申上候所存ニ而右小兵衛方へ引合罷在候」とあくまでも丈右衛門家の跡相続を両小山村としては希望していることがわかる。この願書の後段には、「丈右衛門家之義先祖御我々蒙御憐愍を打続庄屋役相勤罷在 別而親丈右衛門之時代ニハ御借入文被仰付印形等多差入置候御義ニ御座候」と、丈右衛門家が村のために借入を行い、おそらくそのことが困窮の一因にもなったと伺わせる記述がある。実は、伊左衛門の願書の提出は「丈右衛門死後夫々銀

主江引合用捨ヲ受借用取片付可仕奉存候」と、小山村でなんとか丈右衛門家の跡相続を行おうとしている最中に行われたのであった。大坂商人も願人になっての願書の提出であるから、全てが岡田家の意向であるとは言えないが、隣村の意向と反する形での願書の提出は岡田家の預け銀出入に対する姿勢として銘記される必要があるだろう。

では、岡田家はどうした場合に願書を提出するのだろうか。検討した丈右衛門との事例では、文化一二年に銀一七七匁が利子として支払われたあと、利子・元銀の支払いがないことがわかる。三年ほど利子が支払われないことで、訴状の提出に踏み切ったのである。「表8」の事例3、4、6の場合も、同様に利子の支払いが数年全くない場合に願書を提出している。預け銀の返済状況をなお子細に検討しなければならぬが、ここでは返済が数年滞ることが領主への訴状提出の基準であろう、としておきたい。

2 商工業者への貸出しにおける短期融資の始まり

第一節第二項の新規発生件数・額の検討ではC期(文政から天保期)において件数・額とも大きく増加していた。ここでは、そのような状況を顕著に表す事例として岡村新町の田中屋平助への貸出状況を「表10」にまとめてみた。「天保三年 取替帳」の件数が顕著に増えている。この貸出のほとんどはすぐに返済され、しかも短期間にも拘わらず利子が付されている。田中屋は酒造業を営んでおり、その運転資金として岡田家の金融は用いられたものと考えていいだろう。多くは金建てで融資が行われている点も特徴であり、天保三辰年閏十一月十八日の銀四貫匁も金六四両を銀六二匁で替えた代金であることが別に残されている史料⁽²²⁾から明らかである。

このような状況を、少し時代は下るが弘化四年に比定される一通の書状から検討してみよう。

「史料4」⁽²³⁾

〈裏書〉 岡田御丹那樣 嶋泉村 林屋

〈本文〉 甚寒之砌ニ御座候処御家内様方益々御清栄之由奉清賀候、然ハ御存之通当年少々普請致処(中略) 是俣旦月酒仕込度候間乍御無心金子拾両計此者へ御取替被下度、此段偏御願申上候、以上

十二月十一日

勝右衛門

岡田御氏様

ここでも、酒造の仕込金として一〇兩の融資を依頼している。且月は端月であり、正月に仕込む酒の資金と考えていいだろう。岡田家の金融の発展は、商工業の発展を背景としたものでもあった。

3 書状にみる利子の位置づけ

本節第一項で検討した事例では、岡田家が訴訟を行ったり身代限りに発展する数年間、元銀・利子の支払いがない点を指摘したが、「史料4」と同様に弘化四年に比定される書状からこの点を検討してみよう。

〔史料5〕⁽²⁴⁾

〈本文〉 愈御勇健可被遊御座珍重之御儀奉存候、然ハ先年借用申置候三百目之口当年返銀可仕積りニ而去歳御方江掛合候得共当年之所ハ利足ニ而御猶予相願呉候様申候ニ付御延引利銀之内江金三歩式朱為持遣し候間御入手可被下候(後略)

この書状は、近村の北条村の松田五兵衛が一二月大晦日に差し出したもので、取り敢えず本年は利足にて元銀の支払いの猶予を願った書状といえよう。

また、同年に松下太郎左衛門が岡田家の親類野中村林家を介して銀二五〇匁の貸出しを願った書状⁽²⁵⁾では、「利足の儀月八朱位迄ハ不苦、万々一御都合ニ寄八朱余ニ相成候而も相手僂先方之処ハ都合申入置候旨、此段呉々も御願上候」とあらかじめ借り手から利子を指定して融資を願出ていることが分かる。この時期、岡田家の利子率は高くても月一(年一二%)、多くは月八(年九・六%)であつ

た。ここには、貸し手・借り手の間で「ほぼこのあたりだろう」という利率に対する共通認識が醸成されている様を見ることが出来る。

おわりに

本稿では、享和から天保期の岡田家の金融帳簿の分析を行うことによつてこの期間の金融の発展状況が具体的にどのような要因によるもので、どのような様相を示すのかを検討してきた。以下にまとめを行つておわりにとしたい。

岡田家の金融帳簿は、大きく三期に分けてより個別の貸出し状況を把握しやすいように進歩していった。これは、貸出し件数・額の増加とほぼ平行しており、特に文政後期から天保期にかけては寛政中期から文化期まで続く「停滞」状況とは顕著な違いを示している。そして、その状況は文政期の稲綿作の不振と、主に天保期に顕著な商工業の発展に対する短期融資の増加が要因と考えられる。今後は、どちらの要因がより重要であったのかを検討していくことが課題として挙げられる。

また、他村の貸出し相手は、多くが村役・豪農層であることが明らかになった。その背景として担保としての土地に対する村落共同体規制の問題があることを二つの事例を挙げて検討した。また、村内への貸出しは、他村に較べて小前層にまで及んではいるものの、無高層には貸出しを行っていない。そして、貸出相手と小作人とは大きく異なっている。この点も他村への貸出し状況のより精緻な分析と併せて、今後の課題として挙げておきたい。

なお、岡田家が金融の返済が滞った相手に対しては領主への願出を行い、場合によっては地域(村)が存続を願つても身代限りなどの強硬な姿勢をもっていることも指摘した。しかし、反面では元金の返済期限にはさほど固執せず、とりあえずは利子を年末に支払え

ば貸借関係を維持し続けられることが見通しとしては言えそうである。この点は、貸金の返済状況を丹念に検討していく必要がある。これを三点目の今後の課題としたい。

註

- (1) 佐々木潤之介『幕末社会の展開』(岩波書店、一九九三年)第二章二節。
- (2) 同右二一六頁。
- (3) 同右第39表(二二四頁)、第40表(二二八頁)。
- (4) 同右二二六頁。
- (5) 「岡」C、10-13-3-4-4では、

一 銀式拾両式朱也
右之銀子儘ニ請取重而指引可申候以上
子十月晦日
覚 田三殿へ

本両替 米屋喜兵衛殿 岡村伊左衛門殿

とあり、岡田家から米屋喜兵衛への金二〇兩二朱の請取で、米屋喜兵衛の上には丸印で「本両替」とある。この年号月日を取替帳の米屋喜兵衛の取引と照合すると、文政十一年一〇月晦日の米屋喜兵衛から岡田家への入金を取引であることがわかる。(ただし、「田三殿へ」の内容は不明である。)岡田家と取引のある相手は他に、米屋長兵衛、錢屋宗兵衛、具足屋半兵衛、具足屋孫兵衛がある。このうち、米屋喜兵衛、米屋長兵衛、錢屋宗兵衛は大坂の手形取り扱い商人として確認できる。特に米屋喜兵衛、米屋長兵衛は天保九年の「浪花両替手柄競」で西関脇、東前頭二枚目としてあげられ、有力な本両替であった。(中川すがね『大坂両替商の金融と社会』(清文堂、二〇〇三年)「付表近世後期大坂の手形取り扱い商人」。林英夫、青木美智男編『番付で読む江戸時代』(柏書房、二〇〇三年)三五四頁(中川すがね氏執筆欄)。

大坂両替商との関係は、地域と都市との関係を考える上で重要な課題であるが、今回はこの点を検討することはできなかった。今後の課題としたい。

なお、本稿で使用する文書は、一橋大学附属図書館所蔵岡田家文書である。この史料からの引用は、目録番号を記すこととする。(ただし、「取替帳」からの引用は省略する。)

- (6) 同右二二〇頁。
- (7) 一八世紀には、ほぼ同内容を記したものは「万覚帳」との名称である。その具体的内容と検討は、本報告書小酒井論文を参照されたい。
- (8) 岡村及び周辺村々については「図1」(大阪府『大阪府史第五巻』付図より作成)参照。
- (9) 佐々木氏の分析は年末の貸出残高をまとめたものであり、本稿の新規発生件数と金額による分析とは指標が異なっているが、享和二年の貸出残高を「享和二年 取替帳」で比較したところ佐々木氏の表した金額とはほぼ同一であることから、このようにいうことができる。
- (10) 舟橋明宏「岡村」『藤井寺市史』第二巻通史編二(近世)。
- (11) 本報告書小田論文「表4」参照。
- (12) 森田周作氏文書「古市村富農・名家書上げ」(羽曳野市『羽曳野市史第五巻 史料編3』一九八三年、四二五頁所収)による。
- (13) 林正路家文書「享和元年 被仰渡候御請書差上帳」(藤井寺市『藤井寺市史第八巻 史料編六』一九八九年、一七頁所収)による。
- (14) 「岡」A、A3-4。この史料(書附留)は領主への願書類をまとめたものである。文化七年から文政七年までが残っていないので、残念ながらこの期間に領主へ岡田家や村の側がどのような働きかけを行っていたのかは今のところ不明である。
- (15) 「文政六年 岡村立毛痛毛仕訳」(「岡」A、B1-7)。
- (16) 前掲註(13)参照。
- (17) 「岡」C、42-19-26。
- (18) 北河内(交野郡禁野村)の事例であるが、他村農民(出作百姓)によ

る直接的な高所持を認めない「結高慣行」も同様な村落共同体規制であろう。この点については、竹安繁治『近世封建制の土地構造』(一九六六年、御茶の水書房)第八章参照。なお、土地への村落共同体規制については、渡辺尚志『近世の豪農と村落共同体』(一九九四年、東京大学出版会)参照。

(19) 前掲註(14)参照。

(20) 小泉豊氏文書「身躰限り願人附立帳」(藤井寺市『藤井寺市史第六巻史料編四中』一九八八年、二八二頁所収)による。

(21) 同右「丈右衛門家跡相統願」(同、二九五頁所収)による。

(22) 「岡」C、1—33—7。

(23) 「岡」C、1—32—1。この1—32—〇〇の史料群は、①年号が記されているもの、②干支のみ記されているもの、③年号・干支欠のものからなる。①及び②は全て弘化四年であり、③も内容的にほぼ同時期に比定される。

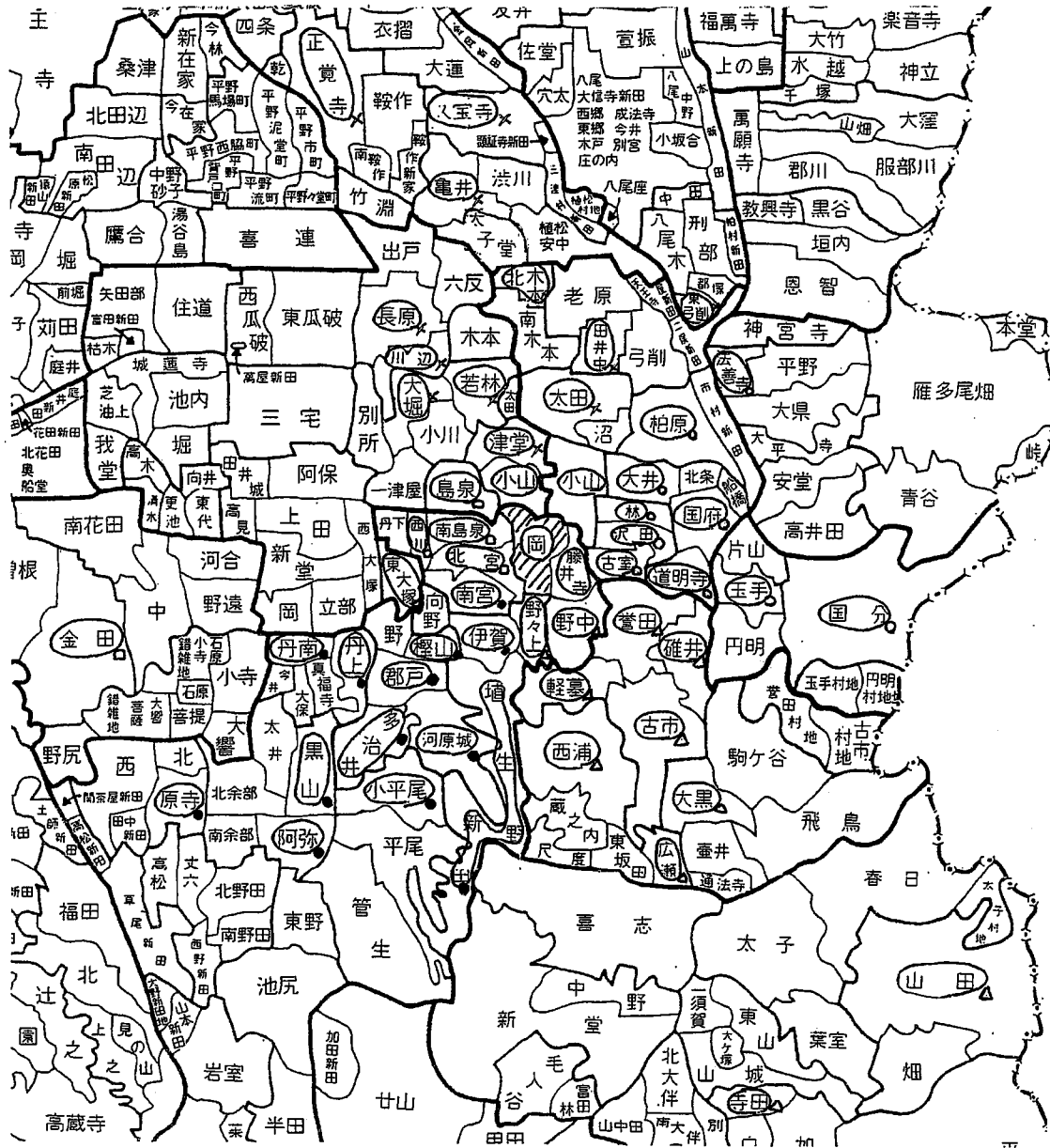
(24) 「岡」C、1—32—139。

(25) 「岡」C、1—32—36。

〔附記〕

本稿の作成にあたり、二〇〇四年一〇月と二〇〇五年一〇月に行われた河内国研究会において報告させていただき多くのご教示をいただいた。特に米屋喜兵衛などが大坂の両替商であることは、この会で指摘を受けるまで知らなかった。また、(この点も含め)加藤慶一郎氏には金融について種々のご教示をいただいた。記して御礼申しあげます。

[図1] 文政11年「取替帳」相手先



凡例 ○印…岡田家との金融関係がある相手の居村
 区分 (右下の印) …○東、□西、△南、×北、●未申

[表1]「取替帳」新規発生件数・額

期	年度	件数	額(円)
②	文化2 ~ 文化4	21	19,796
③	文化5 ~ 文化6	29	27,662
④	文化7 ~ 文化9	32	32,910
⑤	文化10 ~ 文化11	30	31,952
⑥	文化12 ~ 文化14	54	51,792
⑦	文化15 ~ -	76	85,751
⑧	文政2 ~ -	79	61,142
⑨	文政3 ~ 文政4	129	68,729
⑩	文政5 ~ 文政7	49	39,476
⑪	文政8 ~ 文政10	78	111,660
⑫	文政11 ~ 天保2	95	108,374
⑬	天保3 ~ 天保7	104	195,067

[表2]「取替帳」地域区分分析

帳簿区分	件数	銀高(円)	平均額	
「享和2」戊	村方	18.7	13,444	720
	藤井寺	17.3	6,835	394
	小山	2.3	1,810	776
	東	8.0	9,575	1,197
	西	7.0	6,447	921
	南	10.0	11,390	1,139
	北	1.7	2,433	1,460
	未申	5.0	6,143	1,229
	(空白)	0.3	167	500
	-	5.0	9,517	1,903
「享和2」戊 合計	75.3	67,761	899	
「文化2」丑	村方	2.3	1,200	514
	藤井寺	5.7	5,120	903
	東	2.0	2,300	1,150
	西	4.0	2,267	567
	南	1.7	3,793	2,276
	北	1.3	2,333	1,750
	未申	3.0	2,183	728
	(空白)	1.0	600	600
「文化2」丑 合計	21.0	19,796	943	
「文化5」辰	村方	3.0	1,725	575
	藤井寺	4.5	5,129	1,140
	東	4.0	3,150	788
	西	4.0	1,147	287
	南	3.5	4,426	1,265
	北	4.5	7,400	1,644
	未申	1.0	1,060	1,060
	(空白)	4.0	3,625	906
「文化5」辰 合計	28.5	27,662	971	
「文化7」午	村方	6.0	7,357	1,226
	藤井寺	5.0	6,760	1,352
	小山	0.3	200	600
	東	2.0	1,003	502
	西	5.3	2,540	476
	南	2.3	3,343	1,433
	北	2.3	2,700	1,157
	未申	3.7	5,217	1,423
	(空白)	4.7	3,791	812
「文化7」午 合計	31.7	32,910	1,039	
「文化10」酉	村方	6.0	5,100	850
	藤井寺	3.5	2,423	692
	小山	2.0	1,805	903
	東	3.5	2,450	700
	西	3.5	1,169	334
	南	4.0	10,900	2,725
	北	1.5	1,555	1,037
	未申	3.5	3,850	1,100
	(空白)	0.5	250	500
	-	2.0	2,450	1,225
「文化10」酉 合計	30.0	31,952	1,065	
「文化12」亥	村方	10.7	12,616	1,183
	藤井寺	10.3	6,183	598
	小山	4.3	4,700	1,085
	東	1.7	1,267	760
	西	10.3	12,009	1,162
	南	8.3	9,017	1,082
	北	4.7	2,934	629
	未申	4.0	3,067	767
「文化12」亥 合計	54.3	51,792	953	

「文化15」寅	村方	16.0	6,392	400
	藤井寺	15.0	9,377	625
	小山	9.0	14,000	1,556
	東	5.0	9,150	1,830
	西	5.0	6,550	1,310
	南	11.0	23,119	2,102
	北	7.0	11,363	1,623
	未申	8.0	5,800	725
「文化15」寅 合計	76.0	85,751	1,128	
「文政2」卯	村方	26.0	9,131	351
	藤井寺	3.0	2,170	723
	小山	7.0	2,710	387
	東	2.0	320	160
	西	8.0	6,000	750
	南	13.0	11,008	847
	不	4.0	672	168
	北	10.0	25,282	2,528
	未申	6.0	3,850	642
「文政2」卯 合計	79.0	61,142	774	
「文政3」辰	村方	34.5	14,228	412
	藤井寺	25.0	12,237	489
	小山	15.5	6,689	432
	東	4.0	2,014	504
	西	5.0	4,720	944
	南	18.5	11,297	611
	北	13.0	10,976	844
	未申	13.0	6,569	505
「文政3」辰 合計	128.5	68,729	535	
「文政5」午	村方	17.0	8,358	492
	藤井寺	7.0	2,988	427
	小山	3.0	2,390	797
	東	1.7	3,267	1,960
	西	3.7	7,936	2,164
	南	7.0	5,701	814
	北	4.7	3,986	854
	未申	5.3	4,851	910
	(空白)	0.0	0	0
「文政5」午 合計	49.3	39,476	800	
「文政8」酉	村方	20.3	6,337	312
	藤井寺	16.0	22,725	1,420
	小山	5.7	32,503	5,736
	東	3.0	6,395	2,132
	西	5.3	5,178	971
	南	15.0	9,229	615
	北	6.0	16,634	2,772
	未申	6.3	12,659	1,999
「文政8」酉 合計	77.7	111,660	1,438	
「文政11」子	村方	16.0	11,021	689
	藤井寺	20.0	9,381	469
	小山	4.3	5,341	1,257
	東	9.0	12,327	1,370
	西	3.5	6,218	1,777
	南	26.5	28,698	1,083
	北	4.3	13,762	3,238
	未申	11.0	21,626	1,966
「文政11」子 合計	94.5	108,374	1,147	
「天保3」辰	村方	23.2	18,563	800
	藤井寺	18.0	18,463	1,026
	小山	14.0	59,394	4,242
	東	9.4	7,267	773
	西	5.0	14,022	2,804
	南	16.6	42,230	2,544
	北	9.0	24,206	2,690
	未申	8.4	10,923	1,300
「天保3」辰 合計	103.6	195,067	1,883	
(空白)	(空白)			
(空白) 合計				
総計		67.2	79,503	1,183

[表3]文政五年「取替帳」村内貸付相手

借人	石高	階層	転記順
伊兵衛	0.53	C	25
利兵衛	0.68	C	8
伝右衛門	1.36	C	16
勘右衛門	1.69	C	9
源助	1.91	C	21
八左衛門	2.10	C	6
喜兵衛	2.30	C	2
弥右衛門	2.70	C	20
茂八	2.80	C	7
嘉兵衛	3.18	C	23
万助	3.71	C	10
七兵衛	3.87	C	22
平左衛門	3.93	C	1
嘉七	4.51	C	13
庄左衛門	4.82	C	11
伊右衛門	5.51	B	19
三左衛門	5.58	B	14
仁兵衛	7.50	B	3
又兵衛	7.86	B	24
茂右衛門	7.94	B	18
弥兵衛	8.73	B	5
弥三左衛門	9.03	B	12
利右衛門	9.39	B	15
平助	12.46	A	4
伝右衛門(新町)	23.06	A	17

出典:「岡」JA F-1-35-1~5

[表4]吉原村貸出L相手一覽

取替帳	十二月	日	借額	金	月利	年利	借人	備考
「享和2」成	申	12	1100				西条寺	
「享和2」成	酉	11	2000				大七、三郎左衛門、	付かへ
「享和2」成	酉	12	1000				遠左衛門、大七	
「享和2」成	申	11	2000				七兵衛、請人喜右衛門、忠兵衛	
「享和2」成	戌	12	2000				定言、請人三郎左衛門	
「享和2」成	子	2	14	600			久兵衛、引藤	付かへ
「享和2」成	子	4	23	300			遠左衛門	
「文化2」丑	卯	12	5500				遠左衛門、大七、久兵衛	
「文化2」丑	卯	12	4500				遠左衛門、大七、久兵衛	
「文化7」午	辰	12	2500				久兵衛	4000宛延文庫二成残カ
「文化10」酉	申	9	4000				横右衛門、三郎左衛門、九兵衛	書付有
「文化10」酉	申	12	8	3500			萬壽寺	
「文化12」亥	亥	11	3000				次兵衛	
「文化12」亥	戌	12	9500				信左衛門、次兵衛	
「文化12」亥	亥	12	15	1000			久兵衛	
「文化12」亥	子	11	3000				次兵衛	
「文化12」亥	戌	12	3500				宮左衛門、次兵衛	
「文化12」亥	子	12	4	1000			茂八	
「文化12」亥	子	12	5	2000			宮左衛門、久兵衛	
「文化15」寅	辰	12	2000				久兵衛	
「文化15」寅	辰	12	2000				藤兵衛、久兵衛、徳兵衛	
「文政2」卯	卯	7	10	1000			宇兵衛、嘉兵衛、野上伝右衛門	
「文政5」午	巳	1	1038.87				三郎左衛門	
「文政5」午	巳	1	500				藤右衛門、同 恒右衛門	
「文政5」午	巳	1	3000				藤八、竹屋久兵衛、徳兵衛	
「文政5」午	巳	1	390				久兵衛、續中拍	
「文政5」午	丑	12	3000				治兵衛	
「文政8」酉	酉	11	600				久兵衛	
「文政8」酉	酉	12	3000				治兵衛	
「文政8」酉	酉	9	500				治兵衛	
「文政11」子	戌	12	100				急右衛門	
「文政11」子	卯	5	22	3000			久兵衛	差引に改
「文政11」子	丑	4	250				藤兵衛、角兵衛、善兵衛	
「文政11」子	寅	11	2	8500			藤右衛門	
「文政11」子	卯	12	21	3000			平左衛門	
「天保3」辰	巳	11	5	6300			次郎兵衛	
「天保3」辰	申	7	8	6050.8			次郎兵衛	
「天保3」辰	巳	4	22	1000			西蓮寺	かし
「天保3」辰	子	12	11	3500			藤八	二通
「天保3」辰	丑	4	1	250			藤兵衛、角兵衛、善兵衛	
「天保3」辰	未	9	8	3000			牛右衛門	

[表6]伊賀村貸出L相手一覽

取替帳	十二月	日	借額	金	月利	年利	借人	備考
「享和2」成	酉	12	1500				近兵衛	
「享和2」成	酉	12	1300				近兵衛	
「享和2」成	酉	12	2500				九兵衛	
「享和2」成	戌	12	1500				伊平二	
「享和2」成	戌	12	27	500			伊平二	
「文化2」丑	丑	12	1300				近兵衛	付かへカ
「文化7」午	未	12	650				近兵衛、猪十郎	
「文化10」酉	子	11	23	3000			藤右衛門	
「文化12」亥	子	4	2	700			近兵衛、野中村猪十郎、野々上源吉	
「文化12」亥	子	2	25	1000			三右衛門	
「文化15」寅	辰	8	14	500			佐兵衛、三右衛門	
「文政2」卯	卯	12	14	500			藤右衛門	
「文政3」辰	巳	12	7	500			藤右衛門	
「文政3」辰	午	8	21	500			藤右衛門	
「文政3」辰	辰	11	1	500			佐兵衛、三右衛門	
「文政3」辰	辰	2	1	500			佐兵衛、三右衛門	
「文政3」辰	辰	8	1	1000			藤右衛門	
「文政3」辰	辰	6	8	500			藤右衛門	
「文政3」辰	辰	5	1	500			藤右衛門	
「文政3」辰	午	7	3	300			藤右衛門	
「文政3」辰	巳	9	21	1000			与次右衛門	
「文政3」辰	巳	3	15	1500			藤右衛門、外連印	
「文政3」辰	巳	12	28	200			藤右衛門	
「文政3」辰	巳	12	28	100			藤右衛門	
「文政3」辰	午	12	28	1000			近兵衛、三右衛門	
「文政5」午	申	1	9	130.8			又太郎	
「文政5」午	酉	4	1	300			三右衛門カ	
「文政5」午	酉	3	11	1000			近兵衛	
「文政5」午	申	2	6	1000			又兵衛、藤右衛門	
「文政5」午	申	12	21	150			藤右衛門、藤右衛門	
「文政5」午	申	12	1	150			藤右衛門、藤右衛門	
「文政8」酉	亥	12	13	300			六左衛門	
「文政8」酉	戌	12	13	300			又右衛門	
「文政8」酉	酉	12	13	2000			藤右衛門	
「文政8」酉	酉	12	13	2130			藤右衛門	
「文政8」酉	酉	12	28	900			藤右衛門	
「文政8」酉	酉	12	25	250			好右衛門	
「文政8」酉	亥	8	16	500			善兵衛	
「文政11」子	子	9	6	84			近兵衛	
「文政11」子	未	8	20	1000			藤右衛門	
「文政11」子	寅	7	12	300			藤右衛門	
「文政11」子	寅	12	12	1000			藤右衛門	
「文政11」子	卯	6	6	1000			藤右衛門	
「文政11」子	卯	12	22	500			小右衛門、利右衛門	
「文政11」子	丑	10	24	150			藤右衛門	
「文政11」子	丑	8	1	64			藤右衛門	
「文政11」子	寅	15	97.8				藤右衛門	
「文政11」子	寅	9	25	200			藤右衛門	
「文政11」子	寅	10	2000				藤右衛門	
「文政11」子	卯	7	21	500			藤右衛門	
「文政11」子	亥	8	16	500			善兵衛	
「文政11」子	丑	1	8	320			善兵衛	
「文政11」子	子	11	8	350			藤右衛門、善右衛門	
「文政11」子	丑	10	24	150			藤右衛門	
「文政11」子	丑	10	24	150			藤右衛門	
「文政11」子	子	11	21	300			作兵衛	
「文政11」子	子	12	13	3850			藤右衛門、藤右衛門	
「文政11」子	丑	1	23	500			藤右衛門	
「文政11」子	丑	3	11	500			藤右衛門	
「文政11」子	丑	12	13	500			久左衛門	
「文政11」子	卯	12	20	250			久左衛門	
「文政11」子	辰	2	23	2838.85			九兵衛	
「天保3」辰	辰	6	16	1000			藤右衛門	
「天保3」辰	午	12	1	600			藤右衛門	
「天保3」辰	未	4	13	172			藤右衛門	
「天保3」辰	申	2	7	600			藤右衛門	
「天保3」辰	申	7	21	300			藤右衛門	
「天保3」辰	酉	1	1	1			藤右衛門	
「天保3」辰	巳	4	18	634			藤右衛門	空欄(事前作成の証書)
「天保3」辰	辰	7	9	600			藤右衛門、寛助	一馬かし
「天保3」辰	午	4	19	1500			九兵衛	
「天保3」辰	午	8	8	637			九兵衛	
「天保3」辰	午	8	6	381			九兵衛	
「天保3」辰	午	10	8	838			九兵衛	
「天保3」辰	午	11	27	958.5			九兵衛、藤右衛門引藤	
「天保3」辰	未	8	23	636			九兵衛	
「天保3」辰	未	8	3	1500			藤右衛門	
「天保3」辰	巳	3	9	120			文右衛門	
「天保3」辰	巳	10	12	3300			松本	
「天保3」辰	午	12	22	200			松本	
「天保3」辰	申	12	7	600			松本	借米屋へ貸

[表5]嘉永六年上金一覽

村名	名前	両	歩	朱
伊賀村	◎藤右衛門	2		2.000
	○庄右衛門	3		3.000
	儀右衛門	1		1.000
	八郎兵衛	1		1.000
	源右衛門		3	0.750
	●九兵衛		1	0.250
	兼助		1	0.250
	重右衛門		2	0.500
	太郎右衛門		2 2	0.625
	又兵衛		1 2	0.375
	善兵衛		1	0.250
	五郎右衛門		1	0.250
	与兵衛		1 2	0.375
	義兵衛		1 2	0.375
	勘兵衛		1	0.250
	九右衛門		1	0.250
	李右衛門		1	0.250
	直七		1	0.250
	兵左衛門		1	0.250
	佐助		1	0.250
	源七		1	0.250
	合計	12	3	12.750

出典:「岡」JA、C15-5(信楽役所宛)
備考: ●百姓代、○年寄、◎庄屋

[表7]延享元年徳天保十三年迄河州丹南郡岡村免定之事

年号	支	取方	高	毛附高	(引事由)	田方	(田方免)	畑方	(畑方免)
享和元	酉	検見取	674	—	—	473.019	6.21	200.121	5.69
享和2	戌	検見取	674	642.420	水損	473.879	6.47	168.526	5.86
享和3	亥	検見取	674	—	—	473.879	6.31	200.121	5.97
文化元	子	検見取	674	—	—	473.879	6.15	200.121	6.36
文化2	丑	検見取	674	—	—	473.879	6.01	200.121	6.26
文化3	寅	検見取	674	413.060	旱損	248.533	6.17	164.487	6.17
文化4	卯	検見取	674	621.940	去寅徳続皆無	473.879	5.47	147.215	5.61
文化5	辰	検見取	674	—	—	463.879	5.93	200.121	5.27
文化6	巳	—	—	—	—	—	—	—	—
文化7	午	検見取	674	—	—	473.879	6.26	200.121	5.45
文化8	未	検見取	674	—	—	473.879	6.45	200.121	5.23
文化9	申	検見取	674	—	—	473.879	6.46	200.121	5.65
文化10	酉	検見取	674	657.939	旱損	466.166	5.26	191.773	5.09
文化11	戌	検見取	674	529.544	旱損及去酉徳続皆無	354.130	5.42	175.214	4.95
文化12	亥	検見取	674	—	—	473.879	6.64	200.121	5.39
文化13	子	検見取	674	—	—	473.879	5.96	200.121	5.36
文化14	丑	検見取	674	651.292	旱損皆無	454.770	6.30	196.585	5.28
文政元	寅	検見取	674	647.197	旱損及去丑徳続皆無	452.907	6.37	192.226	5.07
文政2	卯	検見取	674	—	—	473.879	6.56	200.121	5.21
文政3	辰	検見取	674	—	—	473.879	6.53	200.121	5.24
文政4	巳	検見取	674	633.768	旱損皆無	447.450	6.11	186.355	5.35
文政5	午	検見取	674	666.692	去巳続皆無	473.879	6.23	192.813	5.55
文政6	未	検見取	674	469.531	旱損及去午続皆無	324.867	4.12	145.264	5.63
文政7	申	検見取	674	—	—	473.879	5.58	200.121	5.59
文政8	酉	検見取	674	—	—	473.879	5.27	200.121	6.69
文政9	戌	検見取	674	610.244	旱損皆無	417.987	4.61	192.257	5.23
文政10	亥	検見取	674	641.238	去戌続皆無	442.709	5.15	198.529	5.89
文政11	子	検見取	674	669.197	去亥徳続皆無	469.076	5.32	200.121	5.60
文政12	丑	検見取	674	654.618	風損及去子徳続皆無	473.879	5.00	180.734	5.13
天保元	寅	検見取	674	—	—	473.879	5.35	200.121	5.66
天保2	卯	検見取	674	—	—	473.879	5.24	200.121	5.55
天保3	辰	検見取	674	556.149	旱損皆無	379.006	4.93	177.143	5.14
天保4	巳	検見取	674	—	—	473.879	5.14	200.121	5.35
天保5	午	検見取	674	602.588	旱損皆無	420.780	4.42	181.808	5.06
天保6	未	検見取	674	—	—	473.879	5.07	200.121	5.33
天保7	申	検見取	674	584.863	風旱損皆無	395.966	3.66	188.897	4.83
天保8	酉	検見取	674	—	—	473.879	5.50	200.121	5.36
天保9	戌	検見取	674	662.773	皆無	473.879	4.21	188.894	5.04
天保10	亥	検見取	674	613.126	旱損及去戌徳続皆無	431.719	5.04	181.407	5.57

出典:「岡」A、E14-1

備考:文化六巳年は記載自体なし。

[表8]願書出入一覧

事例	年月	願人	相手	内容	結果
1	寛政年間	-	-	寛政書付留に身体限1件、出入りは10件ほど	-
2	文政元.12	岡村 伊左衛門他	小山村文右衛門娘たに	小山村文右衛門一件	身体限
3	文政7.10	岡村 伊左衛門	柏原村 問屋 仁左衛門	寛政12申年俣1貫500匁 質物滞出入 利息年1割	文政12年 1貫380匁入 (途中利息含まず)
4	文政7.10	岡村 伊左衛門	山田村 油屋 伊兵衛 同村 油屋 伊兵衛	文化11年12月12日 1貫匁 預銀出入り 利息年4朱	文政9年4月 1貫97匁入 (途中利息含まず)
5	文政10.3	岡村 伊左衛門	片山村 甚右衛門死失に付 証人 同村吉五郎	預り田地取戻し及び作徳証文出入 (違くとも享和2年2貫匁 月8朱)	内済(史料参照)
6	文政10.6	岡村 伊左衛門	菅田村 甚右衛門	預銀出入り 銀5貫500匁	身体限

出典:事例2以外は、「岡」JA、A3-4(書附留)より作成

[表9]一二 身体限り願人附立帳

分類	(順序)	内容	相手
(身体限)	1	仏壇以下288点	-
質物之分	1	建家、座敷、玄関、長屋、土蔵他	天満樋上町大根屋 小兵衛
		屋敷地 20歩 分米合1石4斗	
		田畑40筆 〳2町7反6畝歩 分米合40.466石	
	2	2階蔵、部屋	向野村 定助
	3	田畑12筆 〳3反9畝22歩 分米合5.9石	小山村 権右衛門
4	田畑25筆 〳1町8反8畝26歩 分米合19.544石	堺甲斐町小山屋 弓兵衛	
5	田畑3筆 合9畝歩 分米1.352石及び小物成	堺川端町小山屋 七兵衛	

出典『藤井寺市史 第六巻 資料編四中』282頁より作成。括弧内は報告者にて補う。

[表10]岡村新町田中屋平助貸出し一覧

取替帳	十二月	日	銀	金	月利	年利	借人	
「享和2」戌	戌	1	6	6700		6	平助	付かへ
「享和2」戌	戌	-	6	2300			平助	
「文化2」丑	寅	-	-	1100			平助	
「文化7」午	午	12	6	113.9			平助	未12月入、付かへ
「文化7」午	申	1	6	6700			平助	
「文化7」午	申	1	6	5360.76		8	平助	
「文化7」午	申	2	6	2320			平助	申8月2000匁入
「文化10」酉	申	11	16	3000		8	平助	
「文化12」亥	戌	1	6	6100		6	平助	
「文化12」亥	戌	1	6	6595		8	平助	
「文化12」亥	戌	11	24	2000		8	平助	
「文化12」亥	亥	1	6	6700		6	平助	
「文化12」亥	戌	11	6	2000		8	平助	
「文政2」卯	卯	7	6	2000			平助	
「文政11」子	子	12	6	12700	年賦		平助	無利息20年賦
「文政11」子	丑	12	15	1301		8	平助	金20兩代
「文政11」子	寅	8	29	2000		8	平助	
「文政11」子	卯	12	6	2460			平助	金40兩代
「天保3」辰	辰	11	7	1122.5			平助	五十兩代
「天保3」辰	辰	閏11	18	4000			平助	
「天保3」辰	辰	閏11	18	1577.5			平助	二十五兩代
「天保3」辰	午	1	13	2600			平助	米二十石代
「天保3」辰	巳	10	21	1590			平助	
「天保3」辰	巳	11	5	3150			平助	
「天保3」辰	巳	12	6	2120			平助	
「天保3」辰	巳	12	14	1264			平助	二十兩
「天保3」辰	巳	12	16	1264			平助	二十兩
「天保3」辰	午	1	13	1912			平助	米代内かし
「天保3」辰	-	-	-	90.65			平助	午正月米代分
「天保3」辰	午	10	14	3825			平助	六十兩代
「天保3」辰	午	12	6	1282			平助	
「天保3」辰	巳	-	-	1275.45			平助	巳年出銀残り
「天保3」辰	未	10	16	3145			平助	
「天保3」辰	未	11	7	1876.5			平助	
「天保3」辰	未	11	17	1279.5			平助	二十兩
「天保3」辰	未	12	3	1283.5			平助	
「天保3」辰	申	11	11	3077.5			平助	五十兩貸
「天保3」辰	申	12	22	1220			平助	二十兩貸
「天保3」辰	酉	11	11	1950			平助	三十兩(計算)
「天保3」辰	酉	11	18	3900			平助	六十兩(計算)